その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年九月十六日
防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年九月二十七日から同年十月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間
(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年九月十六日
防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年九月三十日（予備、十月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○四国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十六日
四国地方整備局長　足立　敏之

道路の種類　一般国道
(一)　路線名　十一号
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
観音寺市大野原町大野原字札場南二九四八番一から同市大野原町大野原字上植松三四五一番一まで	前	一一・〇メートル
	後	一二・三メートル
	前	五～三三・二五キロメートル
	後	九～三三・二五キロメートル

延長

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　小島　克美
国際部長事務代理を免ずる
秘書課長事務取扱を免ずる（九月十四日）

人事異動

内閣府

（大臣官房）内閣府事務官　久保田　治
北方対策本部参事官に配置換する
（北方対策本部参事官）同　大塚　幸寛
内閣官房に出向させる（以上九月十日）

財務省

（独立行政法人日本貿易振興機構カラチ事務所長）　宇賀　実
財務事務官に任命する
関税局局付を命ずる
神戸税関監視部次長を命ずる
（国税庁次長）財務事務官　田中　一穂
国税庁長官川北力外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる（以上九月十三日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　門田　友昌
最高裁判所事務総局人事局任用課長を免ずる
最高裁判所事務総局人事局調査課長の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
同　徳岡　治
最高裁判所事務総局人事局参事官を免じ
最高裁判所事務総局人事局任用課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局人事局調査課長を命ずる（以上九月十三日）

東京都

○人事委員会委員選任
岡田良雄委員は、八月二十九日任期満了し、同月三十日次の者が選任された。
人事委員会委員　濱崎　恭生

仙台市

○教育委員会委員任命
原山優子委員は、八月二十四日辞職し、欠員であったところ、九月六日次の者が任命された。
教育委員　永廣　昌之

叙位・叙勲

○叙勲

宝冠牡丹章　絢子女王

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十四日午前十時御出門、敬老の日にちなみ、社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団本部へ、引き続き、同事業団会員の作業を御視察のため、篠崎リサイクルセンター（同区）へ行幸啓、午後零時九分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

指定保安林の指定の解除について

平成22年９月１日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。
平成 22 年９月 16 日
農林水産大臣　山田　正彦

（特定保安林の指定の解除）
特定保安林の所在場所　青森県十和田市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）
特定保安林の所在場所　埼玉県秩父市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）
特定保安林の所在場所　京都府南丹市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）
特定保安林の所在場所　山口県岩国市、周南市、萩市、山口市、下関市、美祢市、長門市（以上七市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、山口県岩国市、長門市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）